

# 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況（採用試験による令和3年度中の採用者数）

区分	一般事務等	保育士	保健師
採用者数	22人	3人	7人

(2) 職員の退職者数（令和3年度中）

区分	定年退職	早期退職	普通退職
退職者数	7人	6人	12人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

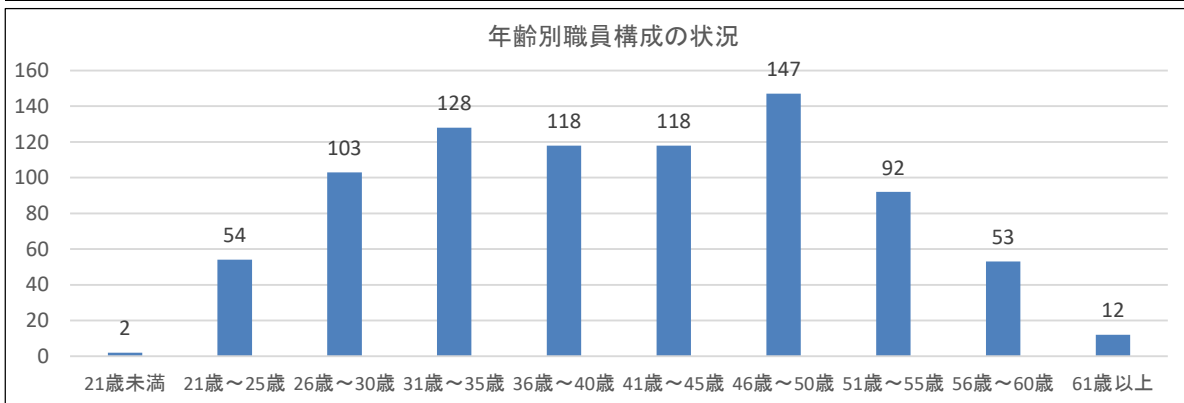
区分	部門	令和4年度	令和3年度	対前年度増減数
一般行政	議会、総務企画、税務、労働 農林、商工、土木	360人	359人	1人
	民生、衛生	262人	252人	10人
一般行政以外	教育	135人	132人	3人
普通会計 合計		757人	743人	14人
公営企業等	水道、下水道	33人	36人	▲3人
	国民健康保険事業、介護保険事業等	37人	37人	0人
公営企業等会計 合計		70人	73人	▲3人
合計		827人 [888]人	816人 [828]人	11人

注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、市長、副市長、教育長、那須地区広域行政事務組合への派遣職員は含みません。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区分	21歳未満	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳以上	計
職員数	2人	54人	103人	128人	118人	118人	147人	92人	53人	12人	827人



(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況（令和4年4月1日現在）

定員適正化数値目標

- ・令和4年4月1日職員数：810人
- ・令和5年4月1日職員数：策定中

定員適正化計画の年次別目標

期日	目標	実績
平成29年4月1日	810人	808人
平成30年4月1日	810人	807人
平成31年4月1日	810人	805人
令和2年4月1日	810人	809人
令和3年4月1日	810人	816人
令和4年4月1日	810人	827人

## 2. 職員の給与等の状況

総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	令和2年度
住民基本台帳人口 (令和3年1月1日現在)	117,143 人
歳出額 (A)	62,166,351 千円
実質収支	2,487,778 千円
人件費 (B)	7,336,483 千円
人件費率 (B ÷ A)	11.80 %
(参考) 令和元年度の人件費率	13.03 %

注) 普通会計とは、「地方財政状況調査」の区分による普通会計に属する予算です。

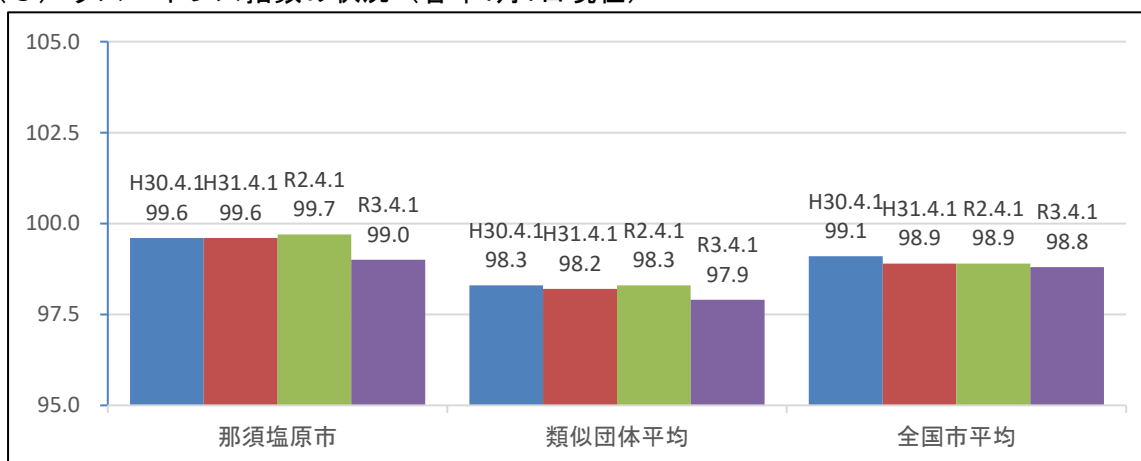
### (2) 職員給与費の状況（令和4年度一般会計当初予算）

区分	正職員
職員数 (A)	815 人
給料 (1)	3,000,374 千円
職員手当 (2)	690,446 千円
期末勤勉手当 (3)	1,159,140 千円
給与費 (B = 1 + 2 + 3)	4,849,960 千円
1人当たりの給与額 (B ÷ A)	5,951 千円

注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のライスパイレス指数を単純平均したものです。

**職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	一般行政職	技能労務職
平均年齢	41.7 歳	52.8 歳
平均給料月額	314,800 円	342,400 円
平均給与月額	400,300 円	364,900 円

- 注) 1 給料月額とは、各職種の職員の基本給です。  
 2 給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の合計です。  
 3 一般行政職とは、一般職員のうち、税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員です。

(2) 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		初任給		2年後の給料	
一般行政職	大学卒	182,200 円	1級25号給	195,500 円	1級33号給
	高校卒	154,900 円	1級 9号給	165,900 円	1級17号給
技能労務職	高校卒	147,900 円	1級17号給	157,400 円	1級25号給
	中学卒	139,900 円	1級 9号給	147,900 円	1級17号給

(3) 学歴別・経験年数別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

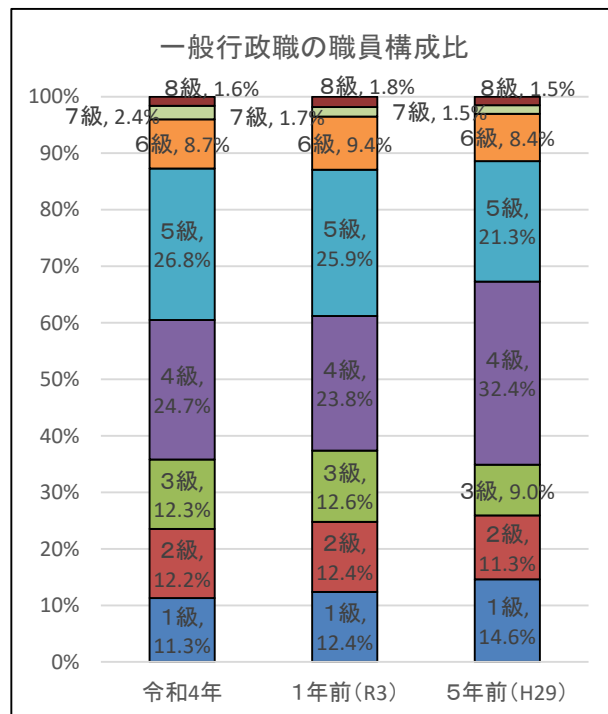
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,075 円	305,282 円	348,133 円
	高校卒	— 円	— 円	292,750 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

- 注) 該当者が少ない階層では、近似階層も含めて算定します。  
 一般行政職の高卒には、経験年数10年及び15年の職員がいません。（近似階層にも無し）  
 技能労務職には、経験年数20年以下の職員がいません。

**一般行政職の級別職員数の状況**

(令和4年4月1日現在)

区分	職名	職員数	構成比
8級	困難な職務を分掌する参事	9 人	1.6 %
7級	参事	13 人	2.4 %
	困難な業務を分掌する副参事		
6級	副参事	48 人	8.7 %
	困難な業務を分掌する主幹		
5級	主幹 副主幹	148 人	26.8 %
4級	主査	136 人	24.7 %
3級	主任	68 人	12.3 %
2級	困難な業務を分掌する主事、 技師、保健師、看護師、 准看護師、保育士、管理栄養士	67 人	12.2 %
1級	主事、技師、保健師、看護師、 准看護師、保育士、管理栄養士	62 人	11.3 %



注) 那須塩原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

## 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当の状況（令和4年4月1日現在）

時期	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20 月分	0.92 月分
12月期	1.20 月分	0.92 月分
合計	2.40 月分	1.84 月分

加算措置の状況

- ・ 職制上の段階、職務の級等による加算措置……役職加算5%～20%

### (2) 退職手当の状況（令和4年4月1日現在）

区分	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額 ※	3,124 千円	19,729 千円

※令和3年度支給実績から算出したものです。

注) その他の加算措置として、応募認定退職の場合2%～45%の加算があります。

### (3) 調整手当の状況（令和4年4月1日現在）

調整手当の支給はありません。

### (4) 特殊勤務手当の状況

区分	令和3年度	令和2年度
支給実績額	425 千円	316 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	6,071 円	6,196 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	8.7 %	6.4 %

- ・ 手当の種類（手当数）（令和4年4月1日現在） 6 種類

### 特殊勤務手当一覧表（令和4年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給実績 ※
動産差押及び強制執行業務手当	市税徴収に従事する職員	動産差押又は強制執行	日額 500円	37 千円
感染症予防手当	保健業務従事職員	感染症予防若しくはまん延予防のための消毒作業又は感染症患者の療養指導	日額 500円	0 千円
行旅死亡人等の収容作業手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅病人の収容作業	日額 1,000円	0 千円
		行旅死亡人の収容作業	1回 6,500円	280 千円
ごみ収集作業手当	不法投棄物の回収作業に従事する職員	不法投棄物の回収作業	日額 500円	46 千円
危険不快作業手当	高所深所での不安定な作業に従事する職員	高所深所での不安定な箇所での作業	日額 500円	0 千円
	夜間の除雪、災害予防作業等に従事する職員	夜間における除雪、災害予防作業等	日額 500円	0 千円
	野犬猫、有害鳥獣等の捕獲又は死体処理に従事する職員	野犬猫、有害鳥獣等の捕獲又は死体処理	日額 500円	62 千円
非常災害業務手当	災害本部が設置された場合に、災害現場において救護又は復旧に従事する職員	災害現場における救護又は復旧	市長が別に定める額	0 千円

※令和3年度決算額

(5) 時間外及び休日勤務手当（令和3年度決算）

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和3年度決算額	403,676千円	618千円
令和2年度決算額	316,826千円	489千円

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 ※	支給職員1人当たり平均支給年額 ※
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 月額 6,500円</li> <li>・子 月額 10,000円</li> <li>・満16歳から満22歳の年度末までの子 月額 5,000円加算</li> <li>・父母等 月額 6,500円</li> <li>・職員に配偶者がいない場合は父母等のうち1人目 9,000円</li> </ul>	同じ		71,792千円	237,723円
住居手当	貸家 月額28,000円以内	同じ		34,136千円	240,401円
通勤手当	交通機関利用 運賃額 交通用具利用 通勤距離に応じ	異なる	通勤距離の区分	47,888千円	71,157円
宿日直手当	宿日直勤務 1回 4,400円	同じ		2,248千円	5,932円
休日勤務手当	休日の勤務 1時間当たり給料の135%	同じ		-	-
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長 月額 76,000円</li> <li>支所長等 月額 68,000円</li> <li>参事 月額 62,000円</li> <li>本庁の課長 月額 58,000円</li> <li>支所の課長 月額 52,000円</li> <li>副参事 月額 46,000円</li> <li>施設長等 月額 40,000円</li> </ul>	異なる	手当額	83,422千円	587,485円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が緊急に週休日又は休日に勤務したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参事 1回 8,000円</li> <li>副参事 1回 6,000円</li> <li>主幹・副主幹 1回 4,000円</li> </ul> <p>週休日等又は週休日等以外の深夜に処理することを要することが明白な臨時又は緊急性のある業務、その他の公務の運営の必要がある勤務を行ったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参事 1回 4,000円</li> <li>副参事 1回 3,000円</li> <li>主幹・副主幹 1回 2,000円</li> </ul>	同じ		629千円	17,971円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員 世帯主扶養有り 月額17,800円 世帯主扶養無し 月額10,200円 上記以外 月額 7,360円	同じ		140千円	70,000円

※令和3年度決算額

### 3. 特別職の報酬等の状況

特別職の報酬等一覧表（令和4年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当（支給割合）	退職手当（算定方式）
市長	給料 960,000円	3.15月分	給料月額×100分の42×在職月数
副市長	給料 755,000円	3.15月分	給料月額×100分の25×在職月数
議長	報酬 510,000円	3.15月分	-
副議長	報酬 450,000円	3.15月分	-
議員	報酬 420,000円	3.15月分	-

## 4. 勤務時間の状況

(令和4年4月1日現在)

- ・勤務時間：7時間45分勤務（午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・休憩：正午から午後1時まで



## 5. 休暇及び休業の状況

(1) 年次有給休暇取得状況（令和3年度）

- ・平均取得日数：12.8日

※一般職に属する職員（派遣職員、育児休業取得者等を除く）

(2) 休暇の種類

種類	内容
年次有給休暇	一年度につき20日間与えられる休暇（前年度からの繰り越しを含めて、一年度につき40日間を限度）
病気休暇	疾病・負傷で療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇（期間は90日以内）
特別休暇	結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇等、特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間は、それぞれ条例で定められた日数、期間）
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間は、それぞれ条例で定められた日数、期間）
組合休暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる休暇（期間は1年につき30日以内）

(3) 育児休業及び介護休暇の取得状況（令和3年度中に新たに取得したもの）

種類	女性	男性
育児休業	13人	2人
介護休暇	0人	0人

## 6. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（令和3年度）

区分	降任	免職	休職
人数	0人	0人	28人

公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し降任、免職及び休職の処分を行うものです。

(2) 懲戒処分（令和3年度）

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	0人	0人	4人	0人

職員の執行上の義務違反や全体の奉仕者としてのふさわしくない非行があった場合、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し戒告、減給、停職および免職の処分を行うものです。

## 7. 営利企業等の従事状況

令和3年度中の営利企業等従事の許可件数

区分	消防団員	その他	計
件数	0件	6件	6件

## 8. 職員の研修の実施状況

令和3年度中の受講件数

区分	受講件数
那須地区広域行政事務組合による共同研修	282人
栃木県市町村振興協会研修	104人
日本経営協会研修	7人
市町村アカデミー研修	5人
市単独研修	128人
自治大学校	0人
計	526人

## 9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持増進対策（令和3年度中の健康診断等受診者数）

区分	対象者	受診者数等
定期健康診断	全職員（臨時職員含む）	774人
人間ドック	30歳以上の職員	450人
PE T検査	30歳以上の職員	2人
脳健診	全職員	225人
メンタルヘルスカウンセリング	全職員	109件
健康講話	全職員	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため動画配信により実施
ストレスチェック	全職員	1,065人

(2) 災害補償の実施の状況（令和3年度）

地方公務員災害補償基金に加入しており、令和3年度中5件が公務災害として認定されています。

## 10. 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度中に新たな措置要求はありませんでした。

地方公務員法で職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に市から適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

## 11. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

令和3年度中に新たな不服申し立てはありませんでした。

地方公務員法で職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立て（審査請求または異議申し立て）をすることができることになっています。

## 12. 職員からの苦情処理の状況

令和3年度中に新たな苦情はありませんでした。

那須塩原市職員の苦情相談に関する要綱に基づいて相談がなされ、処理したものです。

13. 等級及び職制上の段階ごとの職員数

○行政職給料表

令和4年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数	割合	職名	人数	備考	人数	割合	職制上の段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 保健師、看護師、准看護師、保育士又は管理栄養士の職務	90人	11.7%	主事	71人		307人	39.8%	係員級
				保育士	11人				
				保健師	4人				
				技師	4人				
2級	1 困難な業務を分掌する主事又は技師の職務 2 困難な業務を分掌する保健師、看護師、准看護師、保育士又は管理栄養士の職務	120人	15.5%	主事	89人	再任用職員12名を含む	307人	39.8%	係員級
				学芸員	1人				
				保育士	17人				
				保健師	5人				
				技師	7人				
管理栄養士	1人								
3級	主任の職務	97人	12.6%	主任	97人	再任用職員6名を含む			
4級	主査の職務	207人	26.8%	所長	1人	再任用職員	207人	26.8%	係長級
				所長補佐	1人				
				副園長	1人				
				係長	21人				
主査	183人	指導主事4名、指導主事兼社会教育主事1名を含む							
5級	1 副主幹の職務 2 主幹の職務	183人	23.7%	副園長	9人		111人	14.4%	係長級
				係長	74人				
				副主幹	28人	管理主事2名、指導主事5名を含む			
				館長	8人	再任用職員4名を含む	72人	9.3%	課長補佐級
				所長	1人				
				課長補佐	39人				
				室長補佐	3人				
				局長補佐	2人				
				所長補佐	3人				
				園長	9人				
場長	3人								
主幹	4人	再任用職員1名を含む							
6級	1 困難な職務を分掌する主幹の職務 2 副参事の職務	52人	6.7%	課長	34人		52人	6.7%	課長級
				参事監	1人				
				館長	10人				
				所長	2人				
				室長	2人				
				副参事	2人				
園長	1人								
7級	1 困難な職務を分掌する副参事の職務 2 参事の職務	14人	1.8%	部長	1人		23人	3.0%	部長級・参事級
				局長	2人				
				政策審議監	2人				
				事務局長	1人				
				支所長	2人				
				会計管理者	1人				
				次長	1人				
				課長	3人				
副参事	1人								
8級	困難な職務を分掌する参事の職務	9人	1.2%	部長	7人		23人	3.0%	部長級・参事級
				事務局長	1人				
				課長	1人				
合計		772人	100.0%		772人		772人	100.0%	

※企業会計に属する職員を除く



## 14. 会計年度任用職員（フルタイム）に関する状況

(1) 会計年度任用職員（フルタイム）の職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	人数
事務補助	1人
寮父母	2人
学芸職員	1人
保育士	102人
保健師	1人
介護認定調査員	5人
学習支援教師	13人
教育指導員	9人
教育相談員	1人
用務員	28人
調理員	10人
合計	173人

(2) 職員給与費の状況（令和4年度一般会計当初予算）

区分	会計年度任用職員（フルタイム）
職員数（A）	157人
給料（1）	335,635千円
職員手当（2）	84,193千円
給与費（B = 1 + 2）	419,828千円
1人当たりの給与額（B ÷ A）	2,674千円

- 注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。  
3 会計年度任用職員の職員手当には期末手当を含みます。